

岡山県における改正博物館法に 基づく登録審査事務の状況

岡山県教育庁生涯学習課

岡山県内の博物館の状況(R5.4.1)

○登録博物館の状況

	原簿	博物館名
県立	6	岡山県立博物館
市町村立	4	玉野海洋博物館
	7	井原市立平櫛田中美術館
	11	高梁市成羽美術館
	15	笠岡市立竹喬美術館
	16	備前長船刀剣博物館
	19	津山郷土博物館
	20	やかげ郷土美術館
	21	新見美術館
	22	倉敷科学センター
	25	奈義町現代美術館
	26	倉敷市立自然史博物館
	27	倉敷市立美術館
	28	高梁市歴史美術館

	原簿	博物館名
市町村立	29	津山洋学資料館
	30	瀬戸内市立美術館
私立	1	大原美術館
	2	倉敷考古館
	3	倉敷民藝館
	8	BIZEN中南米美術館
	10	藤原啓記念館
	12	津山科学教育博物館
	23	華鶴大塚美術館
	24	野崎塩業歴史館

○指定施設(博物館相当施設)の状況

	原簿	博物館名
市町村立	1	岡山天文博物館

R5.3

- 博物館の登録に関する規則の一部改正

R5.4

- 岡山県博物館登録・指定基準及び事務取扱要領の制定
- YouTubeへ音声付説明資料を公開
- 登録・指定申請時期の希望調査

R5.8

- 令和5年度分登録・指定申請提出受付期間

R5.9

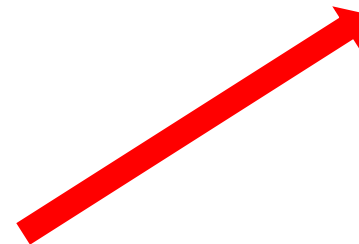
- 実地調査

R5.10

- 登録・指定審査会の開催 → 登録

県内博物館の登録希望調査

No.	登録申請希望年度	施設数
①	令和5年度	2
②	令和6年度	2
③	令和7年度	5
④	令和8年度	0
⑤	令和9年度	4
⑥	いつでもよい	2
⑦	未定・検討中	10



4施設
+
県立施設1施設
+
新規1施設(県立施設)

6施設の登録へ

従来の審査方法

- ①審査担当者(及び学芸員)による書類審査
- ②県立博物館**又は**県立美術館の学芸課長とともに実地調査
- ③実地調査随行の学芸員からの意見書聴取



改正後の審査方法

- ①審査担当者(及び学芸員)による書類審査
- ②県立博物館**及び**県立美術館の学芸課長とともに実地調査
- ③**登録・指定審査会(②の両学芸課長含む)の開催**

➤ 審査担当者は行政事務職員1名(他の業務と兼務)

➤ 登録・指定審査会は「生涯学習課長」「文化財課長」「文化振興課長」「県立博物館学芸課長」「県立美術館学芸課長」の5名で構成

※文化芸術基本法の観点

※申請館の種別や扱う展示物の内容によっては、その専門分野の**外部有識者**の招聘を予定

○館の規模、扱う資料、事業の数など様々で具体的・客観的な統一した基準を設けることができず、判断が難しい

- 書類審査、実地調査、審査会それぞれの時点で確認する視点を盛り込んだチェックリストを作成し、規模や内容の異なる館の審査の一定の平等性を確保

○担当者（行政事務職員）に専門性がない

- 丁寧なヒアリングを行い、「登録基準を満たしていることを証する書類」を柔軟に対応

○書類審査、実地調査及び審査会の事務の煩雑さ

- 申請が集中しないよう平準化を図った
- チェックリストを作成する際に、審査会の審査資料としても活用できるものを作成
- 同方面の博物館の実地調査を同日に行った